



お役立ち情報を毎週配信致します！是非ご活用ください！

## 岐阜県売上減少事業者等支援金

2021年4月～6月に実施された「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態措置若しくはまん延防止等重点措置又は岐阜県の非常事態宣言等独自措置に伴う、飲食店の営業時間短縮又は休業若しくは不要不急の外出・移動の自粛等の影響により、売上が減少した事業者に対し事業継続を支援するため支援金を給付します。

### ◆対象事業者

#### ①飲食店の休業・時短営業の影響

対象措置に伴う要請等により休業・時短営業を実施している飲食店と直接・間接かつ反復継続した取引があることによる影響を受けて、2021年4月～6月の月ごとの売上が2019年又は2020年の同月比で30%以上50%未満減少した事業者。ただし、4月は売上が50%以上減少していても、国の月次支援金の対象とならない場合は給付対象。

#### ②外出自粛等の影響

不要不急の外出・移動の自粛等をした個人顧客と継続した直接的な取引があることによる影響を受けて2021年4月～6月の月ごとの売上が2019年又は2020年の同月比で30%以上50%未満減少した事業者。(ただし、4月は売上が50%以上減少していても、国の月次支援金の対象とならない場合は給付対象。)

以下の支援金、協力金を受給している方は給付対象外です。

- ①月次支援金 ②岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第5弾、第6弾） ③岐阜県内宿泊事業者支援金

◆給付額 2019年又は2020年の基準月の売上 - 2021年の対象月の売上  
中小法人等上限10万円/月 個人事業主等上限5万円/月

◆申請受付期間 7月28日(水)～9月30日(木) (消印有効)

◆申請方法 岐阜県HPより申請書類をダウンロードし郵送 <https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/163208.html>

### ◆他の支援金等との併給について

高山市事業継続応援給付金との併給が可能です。また、県の一時支援金（岐阜県飲食店・カラオケ事業者支援金、岐阜県酒類納入事業者支援金、岐阜県タクシー事業者及び自動車運転代行業事業者支援金）の支給を受けている場合は受給額を売上に含めて計算してください。要件を満たせば併給は可能です。

### 月次支援金の申請締切について

月次支援金の4～5月分申請締切が迫っています。各月の申請締切は以下のとおりですの申請をご希望の方は、申請忘れが無いようお気をつけください。

対象月	申請締切
4月分、5月分	8月15日
6月分	8月31日
7月分	9月30日
8月分	10月31日

月次支援金は上記岐阜県売上減少事業者等支援金との併給はできませんが、要件を満たせば高山市事業継続応援給付金との併給が可能です。

### ◆月次支援金HP

<https://ichi.jishienkin.go.jp/getsujishienkin/index.html>

### 事業再構築補助金 第3回公募

ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するための思い切った事業再構築を補助する事業再構築補助金の第3回公募期間と公募要領が発表されました。

◆公募期間 7月30日～9月21日

### ◆主な変更点

今回の公募では「最低賃金枠・大規模賃金引上枠の創出」「通常枠の補助金額の見直し」「売上高要件の見直し」が行われました。申請をご希望の方は事業再構築補助金HPにて詳細をご確認ください。

◆事業再構築補助金HP <https://jigyousaikouchiku.go.jp/>

申請をご希望の場合は、事業計画の策定には十分な時間が必要ですのでお早めにご相談ください。